チェックシート

このシートは、あなたの事業が、「大分市創業者応援事業補助金」の対象になるかどうかを確認するためのもの　　です。また、申請にあたって承諾していただきたいことを記載しています。**下記の各項目を確認し、要件を満たす場合は、左側の空欄にチェックをしてください。**【※他の条件により、対象にならないことがあります。】

※下記は概要です。応募の際は、大分市HPと『「大分市創業者応援事業補助金」募集要領』を必ずご確認ください。

**※大分市創業者応援事業補助金の申請時に、このチェックシートを記入のうえ、提出してください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **申請者名** |  | **事業所所在地（予定地）** |  |
| **私は、下記の確認事項について要件を満たしており、事実と相違ありません。**※一つでも要件を満たさない場合、申請できません。 |
| ☑ | **１　対象者…以下の要件を全て満たす方が対象です。** |
|  | 創業前、または創業５年未満の中小企業者（個人事業主または法人）であること。 |
|  | 次のいずれかに該当すること。・ 個人事業主の場合、大分市内に主たる事業所を置き（予定含む）、かつ大分市民であること。・ 法人の場合、大分市内に本店を置いていること（予定含む。）※社会福祉法人、医療法人、ＮＰＯ法人、財団法人等は対象外 |
|  | 第二創業（既に事業を営んでいる中小企業者（創業後５年未満の者を除く）が新事業・新分野に進出する経営多角化や事業転換を図ることや、既に事業を営んでいる会社が新会社を設立すること等）ではないこと。他の者が行っていた事業を継承して行う事業ではないこと。 |
|  | フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業ではないこと。 |
|  | 大企業又はその役員から５０％以上の出資を受けている者等の「みなし大企業」ではないこと。 |
|  | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業ではないこと。 |
|  | 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係がないこと。 |
|  | 本補助金の補助対象経費と同一の経費を交付の対象とする市の他の補助金を受けていない、または受ける予定ではないこと。（コロナに起因した補助金との併用は除く）。また、過去に本補助金の交付を受けていないこと。 |
|  | 大分市に税の滞納がないこと。 |
| ☑ | **２　事業所の開設について…開設する事業所は、以下の要件を全て満たすものが対象です。** |
|  | 事業規模拡大に伴い開設する市内の事業所であること。【規模の維持や縮小のための移転は対象外】 |
|  | 建物の賃貸借契約を締結して開設する事業所であること。【所有物件や間借り物件（他の部分と明確に区切られていない物件、または他人の専有部分（共用部分を除く）に入らなければ使用できない物件）は対象外】 |
|  | 住居兼用ではないこと。 |
|  | 仮設又は臨時の店舗等ではなく、恒常的に設置する事業所であること。※公的機関のインキュベーション施設等の入居期間に制限がある事業所については対象となりません。 |
|  | 事業所の賃貸借契約について、申請日の６ヵ月前の日から３ヵ月後の日までに契約したものであること。 |
| ☑ | **３　注意事項…本補助金の申請にあたり、以下の項目について承諾していただきます。** |
|  | 申請時点で事業所の改修内容やホームページ作成費用などの見積書等の取得が必要です。・明細書必要　　・消費税抜きの金額がわかるもの　　・実施年度別に金額がわかるもの※申請日前に契約（事業所の賃貸借契約を除く）・発注した経費は補助対象となりません。 |
|  | 事業所の所有者と補助事業者が同一人物ある場合、または事業所の所有者と補助事業者が２親等以内の親族又は法人及びその役員である場合、事業所賃借料は補助対象となりません。 |
|  | 事業計画書等による事業内容の審査があります。審査内容については一切お答えできません。※審査の結果、交付決定を受けた場合のみ、補助金が交付されます。 |
|  | 補助金交付までの資金の確保が必要です。⇒本補助金は、精算払いです。補助対象経費をご自身で支払った後、年度末（３月）と翌年度の事業完了日後の２回に分けて市に実績報告書を提出し、市による確認のうえ、年度ごとに補助金が支払われます。 |
|  | 支払い証拠書類などが揃わない場合、補助金は交付されません。 |
|  | 事業完了報告までに創業支援等事業者による「特定創業支援等事業※」を受け、市から証明書の交付を受ける必要があります。※特定創業支援等事業とは、支援機関による経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識が身につく継続的な相談、セミナー等のことです。詳しくは大分市ホームページ等でご確認ください。 |
|  | 事業が完了してから３年間、年に１回程度、事業の進捗状況について大分市に報告が必要です。 |
|  | 補助事業者となった場合、企業名、事業計画の概要などについて公表いたします。 |